宇 部 市 水 道 局 職 員 就 業

水道事業管理規程第二十七号 令和四年四月一日

五十五号 四次改正 二次改正 一次改正

沿革

令

令 令 令 和 和 和
 九年
 二月二十九日

 九年
 二月二十八日

 七年
 三月二十九日
 管理規程第 管理規程第 十三号 三号 八号 第 第 第

目次

総則

勤務

勤怠管理システム

勤務時間、 休憩、 休息時間 及び休 日

第三節 時間外勤務及び休日勤務

第四節 遅刻、 欠勤及び休暇

第三章 給与

第五章 出張 第四章

採用

第六章

第七章 保健衛生

第八章 安全

第九章 災害補償

第十章 表彰

第十一章 分限及び懲戒

第十二章 その他

第一章 総則

(目的)

第一条 この規程は、 び規律を定めることを目的とする。 水道局(以下「局」という。 に勤務する職員の就業上の諸条件 岌

(職員の定義)

第二条 この規程で職員とは、 五条の規定によって水道事業管理者 (勤務の根本基準) 地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)第十 (以下「管理者」という。 <u>)</u>が 任用 した職員をい う。

第三条 職員は、別に定めるもののほか、この規程に従って就業しなければならない

- 重んじ互いに協力し、もって職務の遂行に専念しなければならない。念頭におき、上司又は所属長(以下「上司等」という。)の指示に従い、 職員は、水道事業が公共の福祉を図ることをもってその本来の目的であることを常に 自己の責任を
- 4 3 上司等は、常に職員の人格を重んじ、率先してその職責を遂行しなければならない
- 職員は、 公務上の秘密を漏らしてはならない。 退職後といえども同様である。

5 (発令方法) 職員 は、 局の信用を傷つけ、 又は不名誉となるような行為をしてはならない。

第四条 職員の採用、 休職、 異動、 退職には、 その旨を記載した辞令書を交付して行う。

第二章 勤務

第一節 勤怠管理システム

(勤怠管理システム)

第四条の二 行う。 勤怠管理システム上で処理できる事務は、様式による申請を省略することがで一 職員の勤務状況等の管理及び手続等に関する事務は、勤怠管理システムによ

追加〔令和五年七月十一日〕

第二節 勤務時間、休憩、休息時間及び休日

(勤務時間、休憩時間、休息時間)

第五条 職員の勤務時間及び休憩時間は、別表一のとおりとする。

- 時間割と異なる取扱いをすることができる。 については、四週間を平均し一週実働三十八時間四十五分を超えない範囲で前項の勤務 公務の運営上の都合により特別の形態によって勤務する必要がある十八才以上の職員
- することとなった職員にあっては、同条の規定によりすることとなった勤務の内容。 児短時間勤務職員等」という。)の一週間当たり勤務時間は、第一項及び前項の規定に 認を受けた職員(同法十七条の規定による勤務をすることとなった職員を含む。以下「育 により同条第一項に規定する育児短時間勤務(以下「育児短時間勤務」という。) かわらず、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容(同法十七条の規定による勤務を 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第十条第三項の規定 「育児短時間勤務等の内容」という。)に従い、管理者が別に定める。 の承
- 任用短時間勤務職員」という。)の勤務時間は、第一項の規定にかかわらず、 条の四第一項又は第二十二条の五第一項の規定により採用された職員(以下「定年前再 の範囲内で、管理者が定める。その場合、一週間ごとの期間について、一日につき七 を除き、 .四十五分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「地公法」という。)第二十二 四週間を超えない期間につき一週間当たり十五時間三十分から三十一時間まで 休憩時間
- 5 職員は、 勤務時間中は上司等の許可なくしてみだりに職場を離れてはならない。
- 6 等でやむを得ないときは、休憩時間といえども一般の便宜を図るよう臨機の 休憩時間を自由に利用することができる。ただし、来庁者の応対並びに作業 処置をとら
- 7 前項ただし書の場合においては、 それに相当する休憩時間を別に与える。
- 8 夜間勤務の場合は、勤務時間により臨時休憩させるものとする。
- 一斉休憩が公務上支障あるときは、 適宜数班に区分し て休憩時間を設けることが でき
- 10 第一項別表一に定めるその他の職員には、 勤務時間のうち休息時間を適宜与えること

一部改正〔令和四年十二月二十六日〕

(育児時間)

第六条 できるときは、この限りでない。 より同日における育児時間を請求した場合若しくはその子の当該職員以外の親が保育 員以外の親がこの休暇を承認され、 その請求によって育児の時間を与える。ただし、男性職員にあっては、その子の当該職 を含む。)を育てる職員に対しては、前条の休憩時間のほか、一日二回各四十五分間、 生後一年に達しない生児(第十二条第一項において子に含まれるものとされる者 又は労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)に

(週休日)

- 第七条 に加えて月曜日から金曜日までの五日間において週休日を設けることができる。 週休日を設けるものとし、定年前再任用短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日 時間勤務等の内容に従い、 する。ただし、管理者は、 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)と これらの日に加えて月曜日から金曜日までの五日間において 育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、 当該育児短
- かじめ通知することにより、その週休日を振り替えることができる。 勤務その他の都合により前項によることができない職員に対しては、 当該職員にあら
- 3 交替制勤務をする職員の週休日は、第一項の規定にかかわらず、管理者が別に定める。 一部改正〔令和四年十二月二十六日〕

(休日)

- 第八条 休日 一月三日までの日(祝日法による休日を除く。以下「年末年始の休日」という。)につ 除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。十二月二十九日から翌年の ても、同様とする。 (以下「祝日法による休日」という。) には、特に勤務することを命ぜられる者を 職員は、国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)に規定する
- 務することを命じたときは、当該休日に代わる日を指定することができる。 管理者は、職員に祝日法による休日又は年末年始の休日(以下「休日」という。)に勤
- 3 交替制勤務をする職員の休日は、第一項の規定にかかわらず、 第三節 時間外勤務及び休日勤務 管理者が別に定める。

(時間外及び休日勤務)

第九条 勤務を命じることがある。ただし、満十八才未満の者には適用しない。 基づいて、 公務その他の都合上必要があるときは、労働基準監督署長に届け出た労働協約に 第五条第一項から第四項の規定にかかわらず勤務時間外、 週休日又は休日に

(非常時の勤務時間等の延長)

から第四項並びに前条の規定にかかわらず勤務時間外、週休日、休日又は深夜(午後十 から翌日の午前五時までの間をいう。 管理者は、 災害その他避けることのできない事由によって、臨時の必要がある場合にお 労働基準監督署長の許可を受けて、その必要の限度において第五条一項 以下同じ。) に勤務を命じることができる。 いて

一部改正〔令和七年三月二十五日〕

(深夜の勤務)

満十八才に満たない者は、 午後十時から翌日の午前五時までの間には、 これ

ただし、 交替制によって使用する満十六才以上の男性については、 この

- (育児又は介護を行う職員の時間外における勤務の制限等) 前項の規定は、第九条及び第十条の規定による時間外及び休日勤務は、 適用しない
- 第十二条 ことのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。 勤務」という。)の制限を請求したときは、当該請求をした職員の公務を処理するため 里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として次条で定める者 号)第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の四第二号に規定する養子縁組 所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。) 職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判 当該子(民法(明治二十九年法律第八十九号)第八百十七条の二第一項の規定により 三月三十一日までをいう。 の措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、時間外勤務(災害その他避ける を含む。 であって、 管理者は、小学校就学の始期に達するまで(満六歳に達する日以後の最初の 次項において同じ。)を養育するために第九条に規定する勤務(以下「時間外 当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四 以下同じ。)の子のある職員が次条で定めるところにより、 次項において同じ。)をさせてはなら
- につい \ \ \ 職員の公務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、 より、当該子を養育するために時間外勤務の制限を請求したときは、当該請求をした 管理者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が次条で定めるところに て二十時間、 一年について百五十時間を超えて、 時間外勤務をさせてはならな 一月
- 3 る」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。 当該職員を除く。)が、次条で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第二項介護者」という。)のある職員(第二十二条第二号で定める者に該当する場合における 介護する職員について準用する。この場合において、第一項及び前項中「小学校就学 あるのは、「第二十二条第一項に規定する日常生活を営むのに支障がある者(以下 の始期に達するまでの子のある職員が次条で定めるところにより、 「当該請求をした職員の公務を処理するための措置を講ずることが著しく困難であ 前二項の規定は、 第二十二条第一項に規定する日常生活を営むのに支障がある者を 当該子を養育」と 第二項

一部改正〔令和七年三月二十五日〕

(育児又は介護を行う職員の時間外における勤務の制限の請求手続等)

第十二条の二 職員は、 を単位とする期間に限る。)について、 同条第二項の規定による請求に係る期間とが重複しないようにしなければならない。 勤務制限開始日の前日までに深夜勤務・時間外勤務制限請求書(様式第一号)を提出 う。) 及び当該期間(以下 なければならない。この場合において、前条第一項の規定による請求に係る期間 請求をしようとするときは、当該請求に係る一の期間(一年又は一年に満たな 前条第一項又は第二項の定めるところに従い時間外勤務の 「時間外勤務制限期間」という。)を明らかにして、時間外 その初日(以下「時間外勤務制限開始日」とい い 月 制限

があった場合におい

前項の請求

(以下「時間外勤務制限請求」という。)

- て、 書類 必要があると認めるときは、 の提出を求めることができる。 当該請求をした職員に対して説明又は証明書その
- 速やかに当該請求をした職員に通知しなければならない。 項又は第二項に規定する措置を講ずることが著しく困難であるかどうかに 時間外勤務制限請求があったときは、時間外勤務制限期間に おい つい前 て、
- 請求であ ると認めるときは、 を経過する日(以下「一週間経過日」という。)前の日を時間外勤務制限開始日とする ずれかの日に変更することができる。 管理者は、時間外勤務制限請求が、 った場合で、 当該時間外勤務制限開始日を当該日から一週間経過日 前条第一項又は第二項に規定する措置を講ずるために必要があ 当該請求があった日の翌日から起算 まで ĺ て 一週間 \mathcal{O} 間 \mathcal{O}
- 時間外勤務制限請求をした職員に通知しなければならない。 による変更後の時間外勤務制限開始日を変更前の時間外勤務制限開始日の前日までに 管理者は、前項の規定により時間外勤務制限開始日を変更したときは、 同項の 規定
- の各号のいずれかの事由が生じたときは、 時間外勤務制限請求をした職員について、時間外勤務制限開始日の前日までに 当該請求はされなかったものとみなす。
- 一 当該請求に係る子が死亡したとき。
- なくなったとき。 当該請求に係る子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員 \mathcal{O} 子 で
- 三 当該請求をした職員が当該請求に係る子と同居しないこととなったとき。
- 第一項第三号の規定による措置が解除されたことにより当該特別養子縁組の成立前 審判が確定した場合を除く。)又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第二十七条 の監護対象者等でなくなったとき。 一項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと(特別養子縁組の成立の 当該請求に係る特別養子縁組の成立前の監護対象者等が民法第八百十七条の二第
- 五. 条第一項又は第二項に規定する職員に該当しなくなったとき。 第一号、第二号又は前号に掲げる場合のほか、当該請求をした職員がそれぞれ 前
- 求は、 ったものとみなす。 :期間を経過する日の前日までに次の各号のいずれかの事由が生じたときは、 時間外勤務制限請求をした職員について、 時間外勤務制限開始日から当該事由が生じた日まで 時間外勤務制限開始日から時間外勤務制 の期間に つい て の請求で 当該請
- 前項各号のいずれかの事由が生じたとき。
- 一 当該請求に係る子が、小学校就学の始期に達したとき。
- その旨を管理者が定める書面により、遅滞なく届け出なければならない。 時間外勤務制限請求をした職員は、 第六項各号のいずれかの事由が生じたときは
- 第二項の規定は、前項の規定による届出について準用する。
- 10 とする。 定により 嵵 ||間外勤務制限開始日を変更したときは、変更後の時間外勤務制限開始項又は第二項の規定により定める日は、時間外勤務制限開始日(第四項 日の出
- 12 11 時間外勤務制限請求は、当該請求に係る子が出生する前におい 項の規定により請求した職員は、当該請求に係る子が出生したときは、速やか てもすることができる に当

5

該子の氏名及び生年月日を管理者に届け出なければならない。

13 のとする。 あるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と読み替えるも と、「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった」と 号まで及び第七項第二号を除く。)の規定は、要介護者を介護する職員について準用す 認のあった期間にある職員として、第一項から第十一項まで(第六項第三号から第五 前条第三項の規定により定める者は、休暇の期間その他勤務しないことにつき特に承 この場合において、「子」とあるのは「要介護者」と、「養育」とあるのは「介護」

一部改正〔令和六年二月二十八日、令和七年三月二十五日〕

(育児又は介護を行う職員の深夜における勤務の制限等)

- 第十三条 させてはならない。 ころにより、当該子を養育するために深夜における勤務(以下「深夜勤務」という。) 当該子の親であるものが、深夜において常態として当該子を養育することができるも の制限を請求したときは、公務の運営に支障があると認める場合を除き、深夜勤務を のとして次条で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が次条で定めると 管理者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員(職員の配偶者で
- えるものとする。 く。)が、次条で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、「深夜における」と う。)

 のある職員(第二十二条第二号で定める者に該当する場合における当該職員を除 二十二条第一項に規定する日常生活を営むのに支障がある者(以下「要介護者」とい ける当該職員を除く。)が次条で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは として当該子を養育することができるものとして次条で定める者に該当する場合にお るまでの子のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、 護する職員について準用する。この場合において、前項中「小学校就学の始期に達す前項の規定は、第二十二条第一項に規定する日常生活を営むのに支障がある者を介 あるのは「深夜(午後十時から翌日の午前五時までの間をいう。)における」と読み替 深夜において常態 「第

一部改正〔令和七年三月二十五日〕

(育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限の請求手続等)

第十三条の二 前条第一項の規定により定める者は、同項の規定による請求に係る子の 親であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- の者を含む。)であること。 深夜において就業していない者(深夜における就業日数が一月について三日以下
- とが困難な状態にない者であること。 疾病又は身体上若しくは精神上の傷害により当該請求に係る子を養育するこ
- 八週間を経過した者であること。 六週間 (多胎妊娠のときは、 十四週間) 以内に出産する予定でない者又は出産後
- きは、当該請求に係る一の期間(六月以内の期間に限る。以下「深夜勤務制限期 「深夜勤務制限終了日」という。)とする日を明らかにして、深夜勤務制限開始日 前条第一項の定めるところに従い深夜勤務の制限の請求をしようとすると その初日 (以 下 「深夜勤務制限開始日」という。)

- 一月前までに深夜勤務・ 時間外勤務制限請求書 (様式第一号) を提出しなけれ ば
- 3 の書類の提出を求めることができる。 必要があると認めるときは、当該請求をした職員に対して説明又は証明書その他『理者は、前項の請求(以下「深夜勤務制限請求」という。)があった場合におい 「深夜勤務制限請求」という。)があった場合に
- ただし、当該通知後において、公務の運営に支障が生じ、又は生じない日があること 上の支障の有無について、速やかに当該請求をした職員に通知しなければならない。 の旨を通知しなければならない。 が明らかになった場合は、管理者は、 管理者は、深夜勤務制限請求があったときは、深夜勤務制限期間における公務運営 当該日の前日までに、当該請求をした職員にそ
- す。 深夜勤務制限請求をした職員について、深夜勤務制限開始日とされた日の前日まで 次の各号のいずれかの事由が生じたときは 当該請求はされなかったものとみな
- 当該請求に係る子が死亡したとき。
- でなくなったとき。 当該請求に係る子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の
- 三 当該請求をした職員が当該請求に係る子と同居しないこととなったとき。
- 第一項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと(特別養子縁組の成立 成立前の監護対象者等でなくなったとき。 七条第一項第三号の規定による措置が解除されたことにより当該特別養子縁 の審判が確定した場合を除く。)又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第二十 当該請求に係る特別養子縁組の成立前の監護対象者等が民法第八百十七条の二 組 \mathcal{O}
- 五. こととなったとき。 て常態として当該子を養育することができるものとして第一項の規定に該当する 当該請求をした職員の配偶者で当該請求に係る子の親であるものが、 深夜に お V
- 6 当該事由が生じた日を深夜勤務制限終了日とする請求であったものとみなす。 日とされた日の前日までに前項各号のいずれかの事由が生じたときは、 深夜勤務制限請求をした職員について、深夜勤務制限開始日から深夜勤務制限 当該請求 は、
- 旨を管理者が定める書面により、遅滞なく届け出なければならない。 深夜勤務制限請求をした職員は、第五項各号のいずれかの事由が生じたときは、
- 8 第三項の規定は、 前項の規定による届出について準用する。
- 9 深夜勤務制限請求は、 当該請求に係る子が出生する前においてもすることができる。
- 10 当該子の氏名及び生年月日を管理者に届け出なければならない。 前項の規定により請求をした職員は、当該請求に係る子が出生したときは、 速やかに

11

護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と読み替えるものとする。 第五号までを除く。)は、 のあった期間にある職員として、第一項から第八項までの規定(第五項第三号から 前条第二項の規定により定める者は、休暇の期間その他勤務しないことにつき特に承 の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは 「要介護者」と、「養育」とあるのは「介護」と、「子が離縁又 要介護者を介護する職員について準用する。この場合に おい

(割増賃金)

第十四条 の限りでない 時間外勤務手当及び休日勤務手当を支給する。 時間外(深夜業を含む。)又は休日勤務をさせた場合は、別に定めるところによ ただし、 休日を振り替えた場合は、

(時間外及び休日勤務の手続)

第十五条 れ る時間外・休日勤務命令及び実績報告書に必要事項を記入し、 ばならない。 時間外(深夜業を含む。)及び休日勤務することを命ぜられた職員は、別に定め 上司等の決裁を受けなけ

第四節 遅刻、 欠勤及び休

(遅刻)

2 正当な事由なく、遅刻が一年間二回を超えたときは、当該職員の勤勉手当の計算につ第十六条 職員は、始業時刻に遅刻したときは、その事由を届け出なければならない。 いて遅刻三回につき一日として取扱うものとする。

(欠勤)

ればならない。ただし、災害その他連絡が取れないときは事後速やかに届け出なければ2~やむを得ない事由により欠勤するときは、その事由と日数を事前に所属長に届けなけ第十七条 職員は、みだりに欠勤してはならない。 ならない。

一部改正〔令和六年二月二十八日〕

(年次有給休暇)

第十八条 妨げない時期に受けることができる。 職員は、 次の区分により年次の有給休暇をその請求によって公務の正常運営を

- 休暇年度のはじめにおいて在職する職員 二十月
- 休暇年度中の新採用者については、採用の月により別表二のとおりとする。
- その日数が、 者の一週間の勤務日の日数を五日で除して得た数を乗じて得た日数とする。 下回る場合には、 育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員にあっては、二十日にその 労働基準法第三十九条の規定により付与すべきものとされている日数を 同条の規定により付与すべきものとされている日数とする。
- 2 年次有給休暇の年度は、毎年一月一日から十二月末日までとする。
- 3 年次有給休暇は、 ただし、時間単位で取得することができる日数は五日以内とする。 継続又は一日、半日若しくは一時間を単位として受けることができ
- 4 日とする。 一時間を単位とし て使用した年次有給休暇を日に換算する場合は、 八時間をもって一
- 5 きなかった日数があるときは、その日数のうち二十日(第一項第三号に掲げる職員にあ第一項に該当する職員が取得することができる日数のうち、第二項の期間中に取得で 同項の規定による日数)を限度として翌年に限って繰り越すことができる。
- 6 員の有する年次有給休暇日数のうち五日について、局が職員の意見を聴取し、 年次有給休暇が十日以上与えられた職員に対しては、付与日から一年以内に、当該職 あらかじめ時季を指定して取得させる。 ただし、 職員が既に年次有給 その意見

を五 休暇を取得した場合においては、 日から控除するものとする。 当該取得した日数分(時間単位で取得した日数は除く)

一部改正〔令和四年十二月二十六日〕

(特別休暇)

- 九条 職員は、 別表三に定めるところにより、 特別休暇を受けることができる。
- (病気休暇) 前項の特別休暇は、有給とする。ただし、生理休暇に対する有給は三日を限度とする。
- 性疾患にあっては百八十日、その他私傷病にあっては九十日を限度として病気休暇を受 診断書)に基づき療養のため勤務しないことがやむを得ないと認められるときは、二十条 私傷病の職員で医師の証明等(勤務できない日が五日を超えるときは、医 けることができる。 医師の 結核
- 気休暇の期間は、復帰前後の病気休暇の期間を通算する。 められる場合を含む。)により再び病気休暇の承認を受けたときは、当該職員に係る病病気休暇から勤務に復帰した職員が六月以内に同一の疾病(相当の因果関係がると認
- 3 限度とする。 ないと認められるときは、通院に係る病気休暇の初日から起算して一年ごとに九十 場合の病気休暇の期間は、医師の証明等に基づき通院のため勤務しないことがやむを得 第一項の規定にかかわらず、 次に掲げる治療のため継続的又は断続的な通院を要する 日
- 人工透析
- 二 抗がん剤又は放射線による治療
- 第十八条第三項の規定は、ただし書きを除き病気休暇に準用する。
- 5 第一項及び第三項に定める病気休暇は、有給とする。

(休暇の手続き)

- 第二十一条 受けなければならない。 のため、あらかじめ届け出ることができなかったときは、事後速やかに届け出て承認を上司等に届け出て承認を受けなければならない。ただし、急病その他やむを得ない事故 職員は、第十八条から第二十条の休暇を受けようとするときは、前日までに
- 暇請求書(様式第二号)により、産前休暇を請求する日の一月前までに行うものとする。 第十九条の休暇のうち産前産後休暇の請求は、前項の規定にかかわらず、 産前産後休
- 3 るときは、 管理者は、前項の請求を受けた場合において、その事由を確認する必要があると認め 当該請求をした職員に対して、 証明書類の提出を求めることができる。

一部改正〔令和六年二月二十八日〕

(介護休暇)

- 以下同じ。)の介護をするため、 疾病又は老齢により二週間以上にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。 の他次項で定める者(第二十二条の六第一項において「配偶者等」という。)で、 同様の事情にある者を含む。以下この条において同じ。)、 介護休暇は、職員が要介護者(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と 勤務しないことが相当であると認められる場合に 父母、子、 配偶者の父母そ おけ
- の規定により定める者は、 次に掲げる者(第二号に掲げるものにあっ ては、

員と同居しているものに限る。)とする。

- 一祖父母、孫及び兄弟姉妹
- び職員との 職員との間において事実上子と同様の関係にあると認められる者で管理者が定め職員又は配偶者との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる者及
- 続する状態ごとに、 介護休暇は、第一項に規定する者の各々が同項に規定する介護を必要とする 週間を単位とする二十六週の範囲内で与えるものとする。 \mathcal{O}
- 4 介護休暇の単位は、一日又は一時間とする。
- 5 務しない時間を減じた時間)を超えない範囲内の時間とする。 勤務しない時間がある日については、当該四時間から当該介護時間の承認を受けて勤 刻まで連続した四時間(当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間 一時間を単位とする介護休暇は、 一日を通じ、始業時刻から連続 ľ の承認を受けて 又は終業 0
- 6 条に規定する勤務一時間当たりの給与額を減額する。 する規程(令和四年水道事業管理規程第三十五号。以下 介護休暇については、その勤務しない一時間につき、 宇部市水道局職員の給与に関 「給与規程」 という。)第五 +

一部改正〔令和五年七月十一日、令和七年三月二十五日〕

(介護時間)

- 第二十二条の二 介護時間は、 と認められる場合における休暇とする。 る期間を除く。) 内において一日の勤務時間の一部につき勤務 該一の継続する状態ごとに、 その期間(当該要介護者に係る介護休暇の期間と重複す 職員が要介護者の介護をするため、 しないことが 要介護者の各々 相当である が当
- 囲内で必要と認められる時間とする。 介護時間の時間は、 前項に規定する期間内にお V て一日につき二時間を超えな
- 3 介護時間の単位は、三十分とする。
- がある日については、 減じた時間)を超えない範囲内の時間とする。 介護時間は、 (育児休業法第十九条第一項の規定による部分休業の承認を受けて勤務 一日を通じ、 当該二時間から当該部分休業の承認を受けて勤務しない 始業時刻から連続 Ĺ 又は終業の時刻まで連続した二時 しない時間 時 間
- 勤務一時間当たりの給与額を減額する。 介護時間については、その勤務しない一時間につき、 給与規程第五十条に規定する

(介護休暇及び介護時間の承認)

及び前条第一項に定める場合に該当すると認めるときは、これ第二十二条の三 管理者は、介護休暇又は介護時間の請求につい ては、この限りでない。 ただし、 当該請求に係る期 間のうち公務 の運営に支障がある日又は これを承認しなければ て、第二十二条第 時 間 いなられて項

(介護休暇及び介護時間の請求)

- より管理者に請求しなければならない。 介護休暇又は介護時間の承認を受けようとする職 員 は、 護 暇 承認
- る介護を必要とする一の継続する状態につい 護休暇の承認を受けようとする場合において、第二十二条第三項に規定す て初めて介護休暇の承認受けようとする

ときは、 一週間以上の期間について一括して請求しなければならない

(休暇の承認の決定等)

- 第二十二条の五 うかを決定し、 当該請求を行った職員に対して当該決定を通知するものとする。 管理者は、前条第一項の請求があったときは、速やかに承認するかど
- るときは、証明書類の提出を求めることができる。 管理者は、介護休暇又は介護時間について、その事由を確認する必要があると認め

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)

- 第二十二条の六 等」という。)に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなけれ知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出(次条において「請求 措置(以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。)その他の事項を たことを申し出たときは、当該職員に対して、 ばならない。 管理者は、 職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に 仕事と介護との両立に資する制度又はT該職員の介護を必要とする状況に至っ
- ならない。 ら翌年の三月三十一日までをいう。)において、 管理者は、 職員に対して、当該職員が四十歳に達した日の属する年度 前項に規定する事項を知らせなけ (四 月 一日か れば

追加 [令和七年三月二十五日]

(勤務環境の整備に関する措置)

- 第二十二条の七 管理者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにする ため、次に掲げる措置を講じなければならない。
- 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置 追加 [令和七年三月二十五日]

第三章 給与

給与)

第二十三条 十七年条例第七十三号)に基づき別に定めるところにより支給する。 職員の給与は、 宇部市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例

四章 採用

採用)

- 第二十四条 職員の採用は、 地公法第十七条の規定により採用する。
- る。 ものと認めたときは、この限りでない。 六月を勤務し、その間その職務を良好な成績で遂行したときに正式任用になるものとす 新たに採用された者は、 ただし、相当の学歴、 地公法第二十二条の規定により、その職員がその職において 前歴を有する者で管理者が水道局職員としての資格を有する
- 別の事由があるときは、 採用が決定した者は、 管理者が必要と認める日数を延期することがある。 次の書類を一週間以内に提出しなければならない。 ただし、
- 履型書
- 一宣誓書

- 二 その他必要により免許証、卒業証明書、学業成績証明書
- 4 ならない。 前項の提出書類の記載事項に異動があったときは、 その都度速やかに届け出なけ n

第五章 出張

(出張)

- 第二十五条 の手続を経て出発し帰着後速やかに所定の報告をしなければならない。 管理者は、 職員に対し、公務のため出張させることがある。 この場合、 所定
- 四年水道事業管理規程第四十四号)により出張旅費を支給する。 職員が出張を命ぜられたときは、 別に定める宇部市水道局職員等旅費支給規程 (令和
- 3 出張中は、所定の勤務時間を勤務したものとみなす。

第六章 研修

(研修)

- 第二十六条 職員は、その勤務能率の発揮及び増進のため研修を受けることができる。
- 前項の研修方針及び実施要領等に関する基本的事項については、管理者が別に定める。
- 3 前項の研修期間は、勤務とみなす。

2

第七章 保健衛生

(保健衛生に関する心得)

第二十七条 職員は、保健及び衛生に関する規則を守り保健衛生に注意し、 常に爽快な心

身を以って公務に従事しなければならない。

(就業禁止)

- 第二十八条 次の各号の一に該当する者は、就業させないものとする。
- 病毒伝播のおそれのある伝染性の疾病にかかった者
- かった者 心臓、腎臓、肺等の疾病で労働のため病勢が著しく増悪するおそれのあるもの
- 前二号に準ずる疾病で厚生労働大臣が定めるものにかかった者
- 感染症又は重い病気にかかったもので、健康が充分回復しない者

五.

と認めた者 七号)第十三条に規定による産業医をいう。 前各号のほか、管理者が委嘱する医師(労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十 以下「産業医」という。)が就業不適当

(健康診断)

- 第二十九条 管理者は、 する。ただし、必要あるときは、 (健康要保護者) 職員に対して、採用の際及び毎年一回定期健康診断を行うものと 全部又は一部の職員に対し、 臨時に健康診断を行う。
- 第三十条 必要な措置を講ずるものとする。 管理者は、 次に掲げる者に、 健康要保護者として、 就業制限その他保健衛生上
- ツベルクリン反応陽性転化後一年以内の者
- 一 病気にかかり、又は身体虚弱で一定の保護を要する者

- 三 妊産婦
- 四 その他必要と認める者

(感染症の処置)

第三十一条 くはその疑いがあるときは、 (いがあるときは、上司等に直ちにその旨を届け出なければならない。 職員は、当該職員の同居の家族又は同居人が法定感染症にかかったとき若し

第八章 安全

(安全に関する心得)

第三十二条 職員は、安全に関する規定を守り、 災害防止に努めなければならない

(安全のための遵守事項)

- 第三十三条 職員は、次の事項を遵守するとともに、局の行う安全教育を進んで受けなけ ればならない。
- 品を置かないこと。 常に環境の整理整頓に努め、特に通路、非常用出入口及び防火設備のある箇所に物
- 二 定められた保護具等の着用又は使用を怠らないこと。
- 三 原動機、動力伝動装置その他これに類する機械設備の始動又は停止の操作は、 者又は責任者以外の者は行わないこと。ただし、あらかじめ指名された者については、 この限りでない。
- Ŧī. の効力を失わせるような行為をしないこと。 安全装置、消火設備その他危険防止のための諸施設を許可なく除去変更し、又はそ 電気、薬品、有毒物、爆発物等の取扱いは、所定の方法に従い特に慎重に行うこと。
- 六 作手順方法を厳格に守ること。 作業の前後には、使用装置、機械工具等の点検を行 V, 作業中は定められた作業動
- 定められた場所以外で、 許可なく火気を使用し、又は喫煙しないこと。
- 酒気を帯びて運転又は危機業務に従事しないこと。

(非常の場合の処置)

- 第三十四条 めたときは、直ちに臨機の措置をとるとともに、そのことを上司等に報じ、 してその被害を未然に防止し、又は最小限度にとどめるよう努め 火災その他非常災害が発生する危険があることを知ったときその他異状を認 なければならな 互いに協力
- (火気取締責任者)

第三十五条 置をとらなければならない。 総務企画課長は、 各室に火気取締責任者を定め、 火災防止のために必要な措

第九章 災害補償

(災害補償)

第三十六条 年法律第百二十一号) 若しくは死亡した場合における災害補償は、すべて地方公務員災害補償法 職員(臨時的に任用される職員を除く。)が公務上負傷し、又は疾病にかかり、 の定めるところにより行う。 (昭和四十二

第十章 表彰

(表彰事由)

第三十七条 管理者は、 ときは、表彰する。 職員が次の各号の一に該当し、 一般の模範とするに足ると認

- 水道事業等に関し、 有益な研究、発明、発見又は改良をしたとき。
- 職務に精励し、その成績が特に優秀なとき。
- 三 永年勤続し、成績が優秀なとき。
- 災害を未然に防止し、又は非常の際特に功労があったとき。
- 国家的、社会的に功績があり、局職員の名誉となる行為があったとき。
- 前各号のほか、管理者において表彰の必要を認めたとき。

(表彰の方法)

第三十八条 表彰は、 表彰状を授与して行う。

(表彰の手続)

第三十九条 前条の表彰は、 者が決定する。 上司等の上申又は労働組合の具申に基づいて審査の

分限及び懲戒

(降任及び免職)

第四十条 管理者は、職員が次の各号の一に該当する場合は、その意に反して、 を降任し、又は免職することができる。 当該職員

- 勤務実績が良くない場合
- 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない
- 三 前二項に規定する場合のほか、その職に必要な適格性を欠く場合
- 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合

- 一 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくな第四十一条 職員は、次の各号の一に該当するに至ったときは、その職を失う。 るまで。
- 二 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その 他の団体を結成し、又はこれに加入したとき。
- ついては、前項の規定にかかわらず情状により特に失職をしないものとすることができ 管理者は、前項第一号に該当するに至った職員のうち、刑の執行を猶予せられた者に

一部改正 [令和七年三月二十五日]

- 第四十二条 を休職にすることができる。 管理者は、 職員が次の各号の一に該当する場合は、 その意に反し、 当該職員
- 要するとき。 し、結核性疾患にあっては、勤務しない日が引き続き百八十日を超え、なお、 傷病のため勤務しない日が引き続き九十日を超え、なお、休養を要するとき。
- 刑事事件に関し起訴されたとき。

前各号のほか、これに準ずる理由があるとき。

免職及び休職の手続)

- 第四十三条 くは免職する場合又は前条第一号に該当するものとして職員を休職する場合において 医師二名を指名してあらかじめ診断を行わせなければならない。 管理者は、 第四十条第二号の規定に該当するものとして職員を降任し、
- において、 前項の規定により医師を指名するときは、医師のうち一名は産業医とする。この場合 特別の事情があるときは、管理者は、産業医以外を指定することができる。
- 3 管理者は、職員が第四十条第二号の規定に該当するときは、 「産業医等」という。)の診断に基づいて当該職員を降任又は免職させるものとする。 前項に規定する医師(以
- 出しなければならない。 職員は、 第四十二条第一号の規定に該当するときは、 産業医等の診断書を管理者に提
- 5 管理者は、
- 6 を記載した書面を当該職員に交付しなければならな 管理者は、 職員の意に反する降任若しくは免職又は休職の処分をする場合は、前項の診断書に基づいて職員を休職させるものとする。 V) その

(休職の効果)

- 第四十四条 ない範囲内において、 休職者は、前項の休職期間が満了するときは、 第四十二条第一号の規定に該当する場合における休職の期間は、 休養を要する程度に応じ、 当該休職期間が満了する日の五日前ま 個々の場合について管理者が定める。 三年を超え
- 3 でに産業医等の診断書を管理者に提出しなければならない。 管理者は、 第一項の規定による休職の期間であっても、 その事由が消滅 したと認めら
- 4 所に係属する間とする。 れるときは、 第四十二条第二号の規定に該当する場合における休職 すみやかに復職を命じなければならない。 0) 期間 は、 当該刑事事件が裁判

(休職者の身分)

第四十五条 休職者は、 職員としての身分を保有する が、 職務に従事しな

(休職者の給与)

第四十六条 休職者の給与は、 給与規程第五十一条に定めるところによる。

- 第四十七条 の承認を受けなければならない。 職員が退職しようとするときは、 所属長を経て管理者に退職願を提出 そ
- 職員は、 退職願提出後十四日経過後は、この限りでない。 管理者の承認を受けるまでは、従前の公務を継続しなければならない。

- 二十二号)を準用する。 職員の定年退職は、宇部市職員の定年等に関する条例 この場合におい て、 条例中 「市長」及び 「任命権者」 (昭和五十九年条例 とあるの
- 「管理者」と、「市規則」とあるのは 「管理規程」と読み替えるものとする。

一部改正〔令和四年十二月二十六日〕

使用証明)

金について、 職員が退職の場合において使用期間、 証明書を請求したときは、 管理者は所要の証明書を交付するものとする。 業務の種類その他公務上の地位及び賃

(懲戒)

- 第五十条 分として戒告、減給、停職又は免職の処分を行うことができる。 職員が次の各号のいずれかに該当する行為があった場合は、 これに対 に懲戒 妧
- 一法令、条例及び規程に違反したとき。
- 一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- 三 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行があったとき。

(懲戒の手続及び効果)

- 第五十一条 面を当該職員に交付して管理者が行わなければならない。五十一条 戒告、減給、停職又は懲戒処分としての免職の処分は、 その旨を記載した書
- 2 減給は、 六月以下において給料月額の十分の一以下を減給するものとする
- 3 停職は、 一日以上一年を超えない期間出勤を停止し、 停職中はいかなる給与も支給し

(教唆、幇助者の処罰)

第五十二条 他人を教唆又は幇助 に応じて懲戒に処する。 前二条の行為をなさしめた職員に対してもその程度

第十二章 その他

(労働組合との協議)

第五十三条 この規程を改正する必要が生じたときは、 労働組合と協議する。

(その他)

第五十四条 び規則並びに労働基準法に定めるところによる。 この規程及び別に定める規程に定めがない Ł \mathcal{O} につい ては、 宇部市の条例及

附則

(施行期日)

1 この規程は、令和四年四月一日から施行する。

(宇部市上下水道局職員就業規程の廃止)

- 2 (経過措置) 宇部市上下水道局職員就業規程(平成二十六年管理規程第二十三号) は、 廃止する。
- 3 その他の行為は、 この規程の施行前に宇部市上下水道局職員就業規程の規定によりなされた処分、 この規程の相当規定によりなされたものとみなす。
- 4 算する。 宇部市から出向した職員(以下「出向職員」という。)のうち、出向前に宇部市職員の 手続その他の行為は、それぞれこの規程の相当規定によりなされたものとみなし、 休日及び休暇に関する条例 病気休暇及び介護休暇のうち期間の定めのあるものに係る期間は、 (平成十年条例第二号) の規定によりなされた処 これを通
- 条例第六十九号)の規定によりなされた処分、 六年条例第七十号)及び宇部市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例(昭和二十六年 出向職員のうち、出向前に宇部市職員の分限の手続及び効果に関する条例 相当規定によりなされたものとみなす。 手続その他の行為は、それぞれこの規程 (昭和二十
- 6 出向職員の年次有給休暇の日数については、 第十八条第一項の規定にかかわらず、

向及び任命の際現に当該職員が有して いる年次有給休暇 \mathcal{O} 日数とする。

7 間については、 出向及び任命の前に休職を命じられた職員に対する第四十二条の規定による休職 出向及び任命の日前までの休職の期間を通算する。 \mathcal{O}

次改正)

(施行期日)

この規程は、 令和五年四月一日から施行する。

(経過措置)

された職員とみなして、改正後の宇部市水道局職員就業規程の規定を適用する。 律第二百六十一号)第二十二条の四第一項又は第二十二条の五第一項の規定により採用 第一項若しくは第三項の規定により採用された職員は、 しくは第二項、 地方公務員法の一部を改正する法律 第五条第一項若しくは第三項、第六条第一項若しくは第二項又は第 (令和三年法律第六十三号) 地方公務員法 附則第四条第一項若 (昭和二十五年法 七条

則 (第二次改正)

(施行期日)

1 この規程は、 令和五年七月 __ 日 から施行する。

則 (第三次改正)

(施行期日)

1 この規程は、 令和六年四月一 日 カゝ ら施行する。

則 (第四次改正)

1

この規程は、

令和七年四月一

日

から施行する。

ただし、

第四十

一条の改正規定は、

(施行期日)

(経過措置) この規程の施行 七年六月一日から施行する。 の日 (以 下 「施行日」という。)以後の日を時間 |外勤務制限開始日とす

る改正後の第十二条第一項の規定による時間外勤務の制限の請求 施行日前においても、 の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。)を行おうとする職員 第十二条の二の規定により、 当該請求を行うことができる。 (三歳から小学校就学 は、

規定による改正前の刑法 に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は た者は無期禁錮 ることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられ 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によること 期を同じ なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によ 第十三条に規定する禁錮をいう。 くする旧拘留 (刑法等の一部を改正する法律 (明治四十年法律第四十五号。 (旧刑法第十六条に規定する拘留をいう。) 以下同じ。)に処せられた者と、 (令和四年法律第六十七号。) 第二条の 以下この項において に処せられた者と

別表 1 (第5条関係)

遭 嵡 华 噩 ¥ Ç * 些 华 囲

1.				
その他	職員	制動務	交替	
その他の職員		広瀬浄水場 中山浄水場		冈
月曜日から金曜日まで	2 勤	1 勤	田勤	分
8時30分	17時00分	8時30分	8時30分	始業時刻
17時15分	翌日の8時45分	17時15分	17時15分	終業時刻
17時15分 12時から1時間		勤務時間中 において60 分を与える		休憩時間
		2 交替制		備考

別表 2

(第18条関係)

	年の	日 ※	で概員	の甲途で職員となったときの年次有給休暇	かって	の年後	て有給り	表				
職員となった月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
手次有給休暇の日数	20	18	17	15	13	12	10	8	7	σı	ω	2

华	
別	
#	
愚	
Ш	
数	

必要と認める期間	19 前各号のほか管理者が必要と認めたとき。
一年に五日以内(当該通院等が 体外受精等の不紅治療に係るも のである場合にあっては、十日 以内)	18 職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合
必要と認められる期間	17 国の行事の行われる日で、勤務しないことが相当と認められるとき。
1年に5日(要介護者が2人以 上の場合にあっては、10日) 以内	16 要介護者の介護その他の管理者が定める世話を行う職員が、当該世話を行うため勤務しないことが相当であると認められるとき。(要介護状態が2週間以上続くとき)
デュロロック 計を一にする 両親 1年に	1 5 職員の家族で着腰の必要があり、勤務しないことが相当と認められるとき。
義務教育が終了するまでの子 1年に5日(2人以上の場合1	
計画	14 妊娠中の女性職員が勤務に利用する交通機関の混雑の程度が 母体又は胎児の健康保持に影響があると認められるとき。
妊娠満23週までは4週間に1回、妊娠満24週から満35週までは2週間に1回、妊娠満までは2週間に1回、妊娠満36週から出産までは1週間に1回(廃師等の特別の指示があった場合は、いずれの期間についてもその指示された回数)として必要と認める時間	13 妊娠中又は出産後1年以内の女性職員が母子保健法(昭和40年法律第141号)第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査を受ける場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。
出産予定日までの8週間(多胎 妊娠の場合は、14週間)以内 及び出産後8週間	12 女性職員が出産のため、勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。
必要と認められる期間	11 女性職員が生理のため、勤務することが著しく困難であると認められるとき。
	でに掲げる活動のほか、 疾病により常態として目 たの他の日常生活を支援 でに掲げる活動のほか、
1年に10日以内	羅害者支援施設、特別養職老人ホームその他の主として上出しくは精神上の届がある者又は負傷し、指しくは疾かかった者に対して必要な措置を指することを目的とするためって、香理者がためるものにおける活動
	震、暴風雨、 はその周辺の を支援する活
	10 職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動(事の掲載に対する支援となる活動を深く。)を行り場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき。
必要と認められる期間	9 天災、交通事故その他の災害により出勤することが著しく困難であると認められるとき。
必要と認められる期間	員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として 〜出頭する場合で、その勤務しないことがやれるとき。
必要と認められる期間	職員が選挙勤務しない
必要と認められる趙围	染症の予防及び感染症 〇年法律第114号) 交通の制限又は遮断に られるとき。
休職となるまでの期間	上負傷し、又は疾病にであると認められると
付表に定める日数	4 職員の親族が死亡した場合で、職員が葬儀、服康その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事のため勤務しないことが相当であると認められるとき。
出産予定の8週間(多胎妊娠の場合は、14週間)前の日から場合は、14週間)前の日から 出産後8週間を経過する日までの期間内に5日以内	3 男性職員の配偶者が出産する場合で、職員が当該出産に係る子又は中学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。)の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとさ。
1 子目 4 日以内 2 子目以降 6 日以内	2 男性職員の配偶者が出産する場合で、職員が配偶者の出産に伴い必要と認められる入院の付添い等のため勤務しないことが相当であると認められるとき。(配偶者の入院中に限る)
1 0 日以内	1 職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき。
期間	特別休暇の事由
×	节 20 宋 最 日

NI NI							
兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹の配偶者 おじ、おば若しくはそれらの配偶者又は配偶者のおじ、おば ;しくはそれらの配偶者	菜	兄弟姉妹又は配偶者の兄弟姉妹	祖父母又は配偶者の祖父母	子又は子の配偶者	父母又は配偶者の父母	配 偶 者	死亡した者
1 8		C	л С	5 Н	日 2	10 ⊞	休暇日数
	1	配偶者の兄弟姉妹の配偶者 1からの配偶者又は配偶者のおじ、おば	兄弟姉妹 1 配偶者の兄弟姉妹の配偶者 1 れらの配偶者又は配偶者のおじ、おば 1	父母 3 兄弟姉妹 1 配偶者の兄弟姉妹の配偶者 1 れらの配偶者又は配偶者のおじ、おば 1	父母 5 兄弟姉妹 3 配偶者の兄弟姉妹の配偶者 1 れらの配偶者又は配偶者のおじ、おば 1	欠母 5 兄弟姉妹 3 配偶者の兄弟姉妹の配偶者 れらの配偶者又は配偶者のおじ、おば 1	父母 兄弟姉妹 配偶者の兄弟姉妹の配偶者 れらの配偶者又は配偶者のおじ、おば

様式第2号(第21条関係)

課長	副課長	係長	係員	所属長	副課:

産 前 産 後 休 暇 請 求 書

年 月 日

係長

宇部市水道事業管理者

水道局長 様

> 請求者 所 属 職名 氏 名

次のとおり産前産後休暇を請求します。

請	出産予定日	令 和	年	月	日					
求	産前休暇間	令 和	年	月	目	~	令 和	年	月	日
者	(予定)			(退	1	日間)			
記載	産 後 堺 間 (令 和	年	月	目	~	令 和	年	月	日
	(7			(退	9	日間)			
欄	添付書類	□ 母子手帳の	の写し			医師又	【は助産師が発	行する証明	書	
	出 産 日	令 和	年	月	日					
職員	産 前 休 暇間(確 定)	令 和	年	月	目	~	令 和	年	月	田
係				(退	9	日間)			
記	産後期間(確定)	令 和	年	月	目	~	令 和	年	月	日
載	(HE AL)			(退	1	日間)			
欄	添 付 書 類 (出 産 後)	□ 母子手帳の				医師又	【は助産師が発	行する出生	証明書	

- 注 1 この請求書は、産前休暇を請求する一月前までに所属長に提出すること。
- 2 所定欄に必要事項を記入し、該当する□にはレ印を付けること。
- 3 出産後、子の出生を証明する添付書類を速やかに提出すること。

様式第1号(第12条の2関係、第13条の2関係)

		課長	副課長	係長	係員		所属長	副課
--	--	----	-----	----	----	--	-----	----

深夜勤務·時間外勤務制限請求書

日

係長

						平	月	
宇部市水道等	事業管理者	Ť						
水道局長		様						
			請求者	所	属			
				職	名			
				氏	名			
	□養育 □介護		□深夜勤	務				
次のとおり		のため		0	制限を請求します。			
	□介護		□時間外!	勤務				

1	請求に係る	氏 名
	子又は要介 護者	続 柄
		生年月日 平成 年 月 日生 (□出産予定日)
		養子縁組の効力が生 でた日 平成 年 月 日
2	職員の配偶	○□深夜において就業している
I	者で当該子	□有 □負傷、疾病、身体上又は精神上の障害により養育が困難
I	の親である	□産前 6 週間(多胎妊娠の場合は 14 週間)又は産後 8 週間以内
	者の有無及	□上記のいずれにも該当せず、養育ができる
	び状況	
	0 7100	□無
3	要介護者の	
	状態及び具	
	体的な介護	
	の内容	
4	請求に係る	年月日~ 年月日
	期間	深夜勤務の制限 □ 毎日 □ その他()
		年月日~
		時間外勤務の制限

- 注 1 「1 請求に係る子又は要介護者」欄について、「生年月日」は子を養育するための請求の場合にのみ記入 のこと。なお、請求に係る子が請求の際に出生していない場合には、出産予定日を記入し、□にレ印を記入

 - また、「養子縁組の効力が生じた日」は、子を養育するための請求の場合のみ記入すること。 2 「2 職員の配偶者で当該子の親である者の有無及び状況」欄については、子を養育するための深夜勤務 の制限を請求する場合のみ記入すること。この場合、「就業している」とは、就業日数が1月に3日を超える

 - 3 「3 要介護者の状態及び具体的な介護の内容」欄については、要介護者を介護するための請求の場合の み記入すること。 4 「4 請求に係る期間」欄について、子を養育するために深夜勤務の制限を請求をする場合には、当該請 求に係る子が満6歳に達する日以後の最初の3月31日以前の日を制限終了日として請求すること。